

ー熊本県後期高齢者歯科口腔健康診査のおおまかな流れー

1. 後期高齢者が来院されたら、
 - ・後期高齢者保険証を確認
 - ・歯科受診券(左下)を切り離し、残りは受診者へ返す(医科と間違わないように)



2. 「質問票」に記入してもらい、歯科口腔健診を行う。



3. 健診後「健診票」に記入する。
 - ・後期高齢者保険者番号、被保険者番号を記載
 - ・受診券番号 → 受診券整理番号(11桁)を記載
 - ・医療機関コード → 433+自診療所の医療機関コードを記載
(43熊本県、3歯科)
 - ・「健診票」の内容を「指導票」に転記
 - ・「健診票」を2部コピー、「質問票」を1部コピー



4. 窓口にて400円負担。健診者へは「健診票」と「指導票」を渡す。



5. 熊本市歯科医師会事務局へ、「健診票」と「質問票」を送付。
「健診票」「質問票」の原本は各歯科医院で保管する。



熊本市歯科医師会にてデータ入力し、国保連合会へ請求。



国保連合会より、各健診医療機関へ入金(3,890円)



熊本県歯科医師会にて、手数料として100円引き落とし



熊本県歯科医師会より、熊本市歯科医師会へ入金(100円×健診機関数)

平成28年度熊本市後期高齢者歯科口腔診査受診券			
有効期間	平成28年 6月 1日～平成29年 3月31日		見本
受診券整理番号	16193000002	生年月日・性別	昭和1年12月31日 男
窓口での自己負担金	400円	氏名	健康 太郎
健診内容	熊本市後期高齢者歯科口腔診査		
所在地	熊本市中央区手取本町1番1号		
電話番号	096-328-2280		
受診券番号	09431002		
名称	熊本市		
支払代行機関番号	94399029	支払代行機関名	熊本県国民健康保険組合

【重要】
この受診券は、年度に一回しか使用できません。また、熊本県後期高齢者医療制度の資格を喪失された場合、この券は使用できません。資格喪失後に使用された場合は、健診費用を請求いたしますのでご注意ください。